

# 船舶事故調査報告書

平成28年6月9日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄司邦昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成28年2月10日 15時30分ごろ～11日03時00分ごろの間）
発生場所	不明（千葉県木更津市木更津港内港～木更津市中の島南西方沖）
事故の概要	漁船カネ八丸は、船長が落水して死亡した。
事故調査の経過	平成28年2月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 カネ八丸、0.5トン CB3-51703（漁船登録番号）、個人所有 6.09m（Lr）×1.47m×0.59m、FRP ガソリン機関（船外機）、30kW（動力漁船登録票による）、不明
乗組員等に関する情報	船長 男性 82歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年6月18日 免許証交付日 平成26年9月9日 （平成31年9月8日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、視界 良好 本事故当日の平均の風向及び風速は、北北西～北東及び1.4～5.7m/sであった。 海象：波高 約1.0m、水温 約10℃ 本事故当時、気象に関する警報及び注意報の発表はなかった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成28年2月10日、刺し網漁の目的で木更津港内港を出発し、中の島南西方沖の漁場に向かった。 船長の家族は、22時00分ごろになっても船長が帰宅しないので、僚船の船長（以下「僚船船長」という。）に連絡した。 別の僚船の船長は、僚船船長から連絡を受けて海上保安庁に通報した。

	<p>本船は、海上保安庁による捜索が行われ、11日02時16分ごろ中の島南西方沖において、転覆しているところを発見されたが、無人の状態であった。</p> <p>船長は、03時00分ごろ、本船発見場所付近の海面にうつ伏せの状態で見えているところを海上保安庁のヘリコプターに救助された後、救急車で病院に搬送され、溺死と検案された。</p> <p>本船は、所属する漁業協同組合所有の漁船により内港にえい航された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、船体等に衝突の痕跡は見られなかった。</p> <p>僚船船長によれば、船長は約9年前から本船に乗船し、ふだんから1人で刺し網漁を行っており、本船発見場所付近で、午後に刺し網を仕掛け、翌日の朝に揚網していた。</p> <p>僚船船長は、本事故当日、14時30分ごろ～15時30分ごろまでの間、船長と会話をしており、船長が出漁すると言ったので、風が強いので出漁をやめるように言った。</p> <p>船長は、発見時、ジャンパーにカッパのズボンで、長靴を履いており、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、身長が約150cm、体重が約50kgであった。</p> <p>本船発見後、本船発見場所付近において、1か所に仕掛けられた刺し網があり、2か所分の刺し網が固まった状態で海中から引き揚げられた。</p> <p>本船の乾舷は、船首約0.55m、船尾約0.50mであった。</p> <p>本船発見場所付近の水深は、約2～3mであった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>本船は、10日15時30分ごろ内港から漁場に向かった後、11日03時00分ごろ中の島南西方沖において、うつ伏せの状態で見えている船長が発見されたことから、この間において、船長が落水し、溺死したものと考えられる。</p> <p>本船発見後、本船発見場所付近において、1か所分の刺し網が仕掛けられた状態であったことから、操業中に落水した可能性があると考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、落水して溺死したものと考えられるが、溺死に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、内港から漁場に向かった後、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>

<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防水型携帯電話等を常に身に付け、落水した際の連絡手段を確保しておくこと。</li> </ul>
------------------	--

付図1 事故発生場所概略図

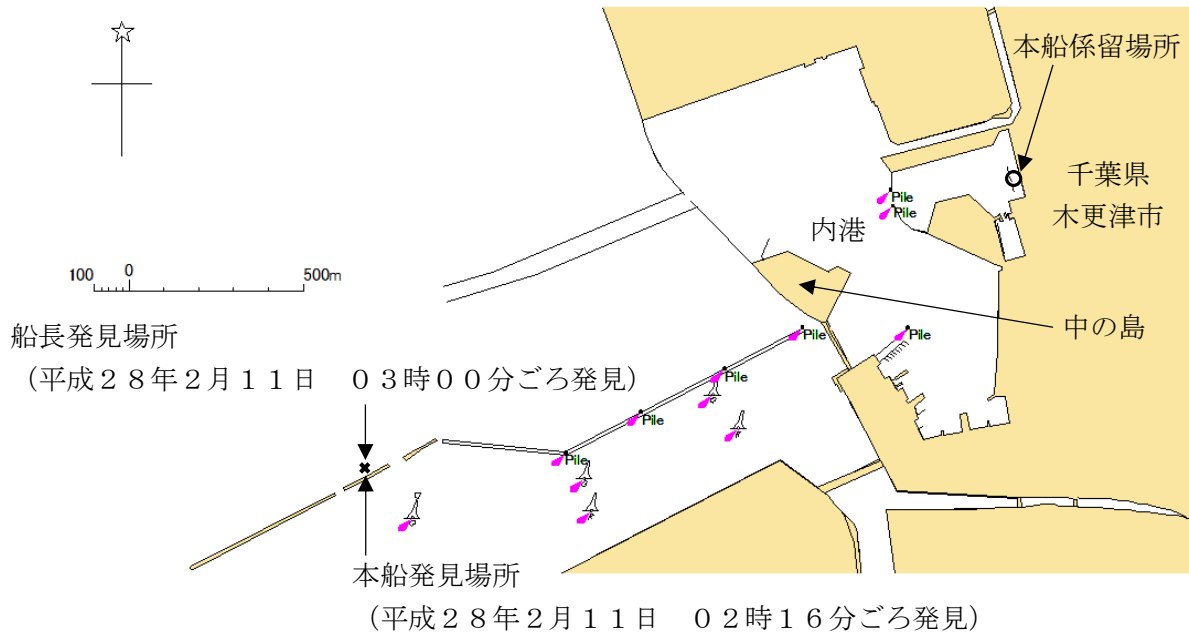


写真1 本船

